

令和2年7月1日

指定障がい福祉サービス事業所代表者 様
指定障がい者支援施設代表者 様
指定一般相談支援事業所代表者 様

大阪府障がい福祉室生活基盤推進課 指定・指導グループ

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う手続きの変更について (No. 3)

日頃から本府の障がい福祉施策等の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。
標記につきまして、手続きの変更について御案内（令和2年5月7日付け）しておりましたが、引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、全ての申請・届出を【郵送】対応とする期間を延長しますので、下記をご確認ください。

※下記の事実発生日（変更日）や指定日以降（令和2年10月1日付け以降）の手続き方法については、令和2年7月末頃に府HP等でお知らせします。

1 変更届（全ての届出を【郵送】での対応とします。）

- ・加算増額・事業所移転等の届出について
 - 【8月1日付け】提出期限：7月15日（水曜日）消印有効
 - 【9月1日付け】提出期限：8月14日（金曜日）消印有効
- ・加算減額の届出については、事実発生後、速やかに郵送して下さい。

2 廃止届・休止届（全ての届出を【郵送】での対応とします。）

- 【8月31日付け】提出期限：7月31日（金曜日）消印有効
- 【9月30日付け】提出期限：8月31日（月曜日）消印有効

3 新規指定・サービス追加（全ての申請を【郵送】での対応とします。）

- 【8月1日新規指定分】《補正書類等》最終提出期限：7月10日（金曜日）消印有効
- 【9月1日新規指定分】《本申請協議書類》提出期限：7月20日（月曜日）消印有効
《補正書類等》最終提出期限：8月7日（金曜日）消印有効

※9月1日新規指定分の就労継続支援A型の事前協議（複数回の協議が必要です）について、7月17日（金曜日）までに受付完了しない場合、10月1日指定以降になりますので、ご了承ください。

4 変更申請（全ての申請を【郵送】での対応とします。）

【8月1日付け】《変更申請書類》 提出期限：7月10日（金曜日）消印有効

【9月1日付け】《変更申請書類》 提出期限：8月7日（金曜日）消印有効

5 指定に関する相談等

引き続き、電話・FAX・メールにて対応させていただきます。

6 その他

郵送時は必ず【返信用封筒（84円切手貼付）】及び【連絡票】を同封してください。

上記の各申請・届出の提出期限について、【消印有効】としていますが、補正や不備の解消等に時間を要するため、できる限り早めの御提出をお願いいたします。

（郵送時には「来庁分在中」との記載をお願いします。）

※ 上記の期間については変更する場合があります。

上記の期間以降の申請・届出につきましては、令和2年7月末頃に府HP等でお知らせします。

※ 届出方法が、従前から【郵送】による届出分（処遇改善加算・運営規程の変更等）については、変更はありません。

代表：06-6941-0351

内線：2461,4520

時間：9時30分から12時00分

13時00分から17時30分

（平日（祝日除く））